

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十三号

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十二年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表の第一号中「福山市、三次市、東広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町（1）」を「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、東広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（広島市については（1）（法第九十三条第一項において準用する場合を除く。）」に、「ものについては広島市、福山市」を「事務に限り、三原市、尾道市、福山市、府中市」に、「東広島市及び北広島町（広島市にあつては、（1）については法第九十三条第一項において準用する場合を除く。）」に限るものとし、（3）及び（8）から（12）までに掲げるものについては福山市、三次市、東広島市及び北広島町に限るものとし、（17）から（21）までに掲げるものについては府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町に限るものとし、（22）に掲げるものについては福山市、三次市、東広島市を「及び東広島市については（1）から（16）まで及び（22）に掲げる事務に限り」に、「北広島町、大崎上島町及び神石高原町に限る。」を「安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町については（17）から（22）までに掲げる事務に限る。」に改め、同表の第三号中「福山市、三次市、東広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町」を「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、東広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町」に、「第一号（2）に係るものについては広島市、福山市」を「広島市については第一号（2）に係るもの限り、三原市、尾道市、福山市、府中市」に、「東広島市及び北広島町に限るものとし、第一号（9）に係るものについては福山市、三次市、東広

島市及び北広島町に限るものとし、第一号(19)に係るものについては府中町」を「及び東広島市については同号(2)及び(9)に係るものに限り、府中町」に、「北広島町、大崎上島町及び神石高原町に」を「安芸太田町、大崎上島町及び神石高原町については同号(19)に係るものに」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。